

日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

東京都公報

発行 東京都

◎東京都条例第九十八号

東京都都税条例の一部を改正する条例

東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の三第四項第二号中「交付及び」を「交付、」に改め、「報告」の下に「並びに法附則第十二条の二の七の二第三項及び第四項の規定による届出」を加える。

第一百三条の三中「その」を「法第百四十四条の三第一項（法附則第十二条の二の七第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する」に改める。

第一百八十八条の十三第三項中「第六項」を「第五項」に改める。

○東京都都税条例の一部を改正する条例……………（主税局）……

条例 例

52

目 次

条例のあらまし

●東京都都税条例の一部を改正する条例（条例第九八号）

一 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第七号）の施行に伴い、不動産取得税において、宅地建物取引業者が中古住宅及びその敷地を取得し、二年内に一定のリフォーム工事を行った上で個人に自己居住用として販売した場合の減額措置を令和九年三月三一日まで二年延長するほか、所要の改正を行います。

二 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

条例

東京都都税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

附則第十五条第三項中「特定マンション」の下に「（次項において「特定マンション」という。）」を加え、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、「又は第二項」

の下に「若しくは前項」を加え、「若しくは当該書類に係る住宅又は当該申告書に係る」を「又は当該書類に係る住宅又は」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 知事は、特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、法附則第十五条の九の三第一項に規定する管理者等から、前項に規定する期間内に地方税法施行規則附則第七条第十七項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第十五条の九の三第一項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第一項の規定を適用する。

附則第十五条の三第一号イ中「法第三百四十九条の三又は法」を「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第七号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「令和七年改正前の地方税法」という。）第三百四十

九条の三又は令和七年改正前の地方税法」に改め、同号口中「法第三百四十九条の三又は法」を「令和七年改正前的地方税法第三百四十九条の三又は令和七年改正前の地方税法」に改め、同号口中「同年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は法」を「同年度分の固定資産税について令和七年改正前的地方税法第三百四十九条の三又は令和七年改正前的地方税法」に改める。

附則第二十条の三第一号イ中「法第三百四十九条の三」を「令和七年改正前の地方税法第三百四十九条の三」に、「法附則第十五条」を「令和七年改正前の地方税法附則第十五条」に改め、同号ロ中「法第三百四十九条の三又は法」を「令和七年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は令和七年改正前の地方税法」に改め、同条第二号イ中「第三百四十九条の三」の下に「（第十八項を除く。以下この条において同じ。）」を加え同号ロ中「同年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は法」を「同年度分の固定資産税について令和七年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は令和七年改正前の地方税法」に改める。

附
則

(施行期日)

- （経過措置）

1 この条例は、令和七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例による改正後の東京都都税条例（以下「新条例」という。）第一百三条の三（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後の軽油の消費及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の消費及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

3 新条例の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和七年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和六年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 ○三(五三三一)一一一二(代)
郵便番号 163-8001
定価 本号 三〇円
一箇月 六、六〇円
(郵送料を含む。)
印刷所 東京都千代田区神田神保町二丁目三十三番地
電話 ○三(五一七六)〇八一一(代)
郵便番号 101-0051